

令和7年度 第8回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料②

【協議事項】

才 第2・3回中央区協議会（中地域分科会）推薦会において策定した団体の
選定・人数配分及び直接指名委員の推薦（案）について P. 1

【その他】

・三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について

【区振興課】 P. 7

・令和7年度第6回中央区協議会（中地域分科会）における委員からの質問に
対する回答について 【区振興課】 P. 9

令和7年11月26日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	第2・3回中央区協議会（中地域分科会）推薦会において策定した団体の選定・人数配分及び直接指名委員の推薦（案）について		
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	第2回（令和7年9月24日（水）開催）及び第3回（令和7年11月11日（火）開催）中央区協議会（中地域分科会）推薦会において、団体の選定・人数配分及び直接指名委員の推薦（案）を策定した。		
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）		
内 容	<p>この案は、以下4つの前提条件を踏まえ、公平性及び透明性を確保しつつ、住民の多様な意見を適切に反映し、地域の実情を勘案した構成となるよう、中地域の様々な団体、性別、地域の方から選出するものとしている。</p> <p>案を策定する上での前提条件（変更点）</p> <p>1 委員数 20人（23人→20人 ▲3人） 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第22条</p> <p>2 公募委員 2人（3人→2人 ▲1人） 第1回推薦会で決定</p> <p>3 地区コミュニティ協議会 3人増（0人→3人） 区協議会運営マニュアル第2章1（1）</p> <p>4 女性比率 40%～60% （35%→40～60%） 浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第4条第4項</p>		
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）			
担当課	中央区区振興課	担当者	市川 伊豆美 電話 457-2210

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和7年度 区協議会委員推薦スケジュール【中地域】

	中地域分科会	推薦会
R7.7月	7月分科会（8月4日延期） 【協議事項】 ・推薦会の設置等について	
8月	8月分科会（8月27日） 【協議事項】 ・推薦会委員の選任について	第1回推薦会（8月27日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推薦会の会長及び職務代理者の選任 イ 公募委員の選考（選考要領・募集要項）
9月	9月分科会（9月24日） 【報告事項】 ・第1回推薦会の報告	第2回推薦会（9月24日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推薦団体の選定と人数配分 イ 直接指名委員の推薦
10月		広報はままつ原稿（締切10月10日）提出済
11月	11月分科会（11月26日） 【協議事項】 ・第2・3回推薦会において策定した団体の選定・人数配分及び直接指名委員の推薦（案）について	第3回推薦会（11月11日、単独開催） 【協議事項】 ア 推薦団体の選定と人数配分（継続協議） イ 直接指名委員の推薦（継続協議）
12月		公募委員の募集（12/5～12/22） 広報はままつ（12月5日号）、HP掲載 <期間：2週間以上>
R8.1月	1月分科会（1月21日） 【協議事項】 ・推薦案の議決	第4回推薦会（1月6日、単独開催） 【協議事項】 ア 公募委員の選考 イ 団体選出委員の確認 ウ 委員の補充の検討
2月		
3月	3月分科会（3月25日） 【連絡事項】 ・次期委員予定者の報告	
4月	新委員の委嘱	

検 討 内 容

分野	団体名	R7委員	期数	性別	R7 (人)	R8案 性別(人)		増減 (人)
地区コミュニティ協議会	富塚地区(井口 隆夫 会長)				0	男	1	1
	萩丘地区(長谷川 良樹 会長)				0	男	1	1
	三方原地区(鈴木 登志郎 会長)				0	男	1	1
自治会連合会	江西地区	安藤 孝	1	男	5	男	3	▲ 2
	北地区	鈴木 秀夫	1	男		男		
	江東地区	伊藤 安男	1	男		男		
	富塚地区	久保田 智彦	1	男		—		
	三方原地区	鈴木 登志郎	1	男		—		
女性団体(1団体)	国際ソロプチミスト浜松	齋藤 佳枝	1	女	1	女	1	—
福祉分野(3団体)	浜松市中央区中民生委員児童委員協議会	内山 丈夫	1	男	1	女	1	—
	浜松市中央区保護司会中支部	袴田 智恵美	2	女	1	女	1	—
	NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ	藤井 まどか	1	女	1	女	1	—
医療分野(1団体)	(一社)浜松市医師会	高平 健一郎	2	男	1	男	1	—
商工分野(2団体)	(一社)浜松商店界連盟	前嶋 邦彦	1	男	1	男	1	—
	浜松市消費者団体連絡会	山本 規子	1	女	1	女	1	—
教育分野(1団体)	浜松市青少年育成指導員会議	鈴木 宇多子	2	女	1	—	0	▲ 1
スポーツ・文化分野(1団体)	(公財)浜松市スポーツ協会	高木 郁生	1	男	1	男	1	—
市民団体(1団体)	浜松北地域まちづくり協議会	遠山 秀敏	1	男	1	女	1	▲ 1
		渡邊 圭子	2	女	1	—	0	
その他(2団体)	浜松市消防団中支団	鈴木 義明	2	男	1	男	1	—
	NPO法人浜松男女共同参画推進協会	辻 佐知子	1	女	1	女	1	—
直接指名		小楠 佳子	2	女	1	—	0	▲ 1
		山本 道美	1	女	1	女	1	
公募		池原 和義	1	男	3	未定	2	▲ 1
		小沢 めぐみ	1	女				
		山田 伸代	1	女				
合計		男性		12人 (52%)	23	10人 (50%)	20	▲ 3
		女性		11人 (48%)		8人 (40%)		
		未定				2人		

団体の選定・人数配分及び直接指名委員の推薦(案)

区分	分野	団体名	選出委員名	性別	人
選定団体	地区コミュニティ協議会 (3地区)	富塚地区コミュニティ協議会	/	男	1
		菟丘地区コミュニティ協議会		男	1
		三方原地区コミュニティ協議会		男	1
	自治会連合会 (3地区)	中地域自治会連合会		男	3
		上記地区コミュニティ協議会の3地区以外の11地区(全体14地区)から3地区を選定		男	
				男	
	女性団体 (1団体)	国際ソロプチミスト浜松		女	1
	福祉分野 (3団体)	浜松市中央区中民生委員児童委員協議会		女	1
		浜松市中央区保護司会中支部		女	1
		NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ		女	1
	医療分野 (1団体)	(一社)浜松市医師会		男	1
	商工分野 (2団体)	(一社)浜松商店界連盟		男	1
		浜松市消費者団体連絡会		女	1
	スポーツ・文化分野 (1団体)	(公財)浜松市スポーツ協会		男	1
	市民団体 (1団体)	浜松北地域まちづくり協議会		女	1
その他 (2団体)	浜松市消防団中支団	男	1		
	NPO法人浜松男女共同参画推進協会	女	1		
推薦者	直接指名			女	1
	公募	性別は選考結果により決定		未定	2
合計			男性	10	20
			女性	8	
			未定	2	

※ 公募委員が定数(2人)に満たない場合等は、団体推薦委員又は直接指名委員を増員する。

浜市協第 120 号

令和 7 年 11 月 4 日

浜松市中央区協議会中地域分科会

会長 鈴木義明 様

浜松市長 中野 祐介
(市民協働・地域政策課)



三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置についての
要望に対する回答について

(要望内容)

三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置するよう要望する。

(回答)

三方原協働センターでは、令和 4 年度から施設管理や生涯学習講座等の企画運営を、地域住民で構成する浜松北地域まちづくり協議会に担っていただいております。協議会の皆様を中心となって、地域ニーズに沿った様々な取組みを進めていただいております。

現在のポータブルステージは、協働センターまつりにおいて、地域活動団体の成果発表の場として活用いただいております。管理運営を担っていただいている協議会の皆様がステージの運搬・設置を行うなか、多大な時間と労力がかかるほか、老朽化による危険性もあるとお聞きしています。

また、地域活動団体等から、日ごろの活動成果の発表の場としてステージの活用希望がある一方で、設置に係る労力や危険性により活用を躊躇する要因となっているという声も伺っています。

今後も協議会の皆様が継続して管理運営を担っていただけるよう、また、様々な地域活動において、協働センターの体育館を気軽に安心してご利用いただけるよう、三方原協働センターのステージ設備については、準備や片付けに要する地域住民の負担の軽減と、安全性の確保を図ることを念頭に置き、検討を進めてまいります。

令和7年度第6回中央区協議会（中地域分科会）質問・意見に対する回答

●中地域分科会委員からの質問・意見に対する回答について

質問（意見）者	遠山 秀敏 委員
質問（意見）事項	<p>自分が所属する自治会内にある追分公園をはじめとする公園の遊具に以前から使用禁止のテープ等がある。</p> <p>他の自治会でも同様の状態であるということで、担当部署に確認したところ、修繕の数は多いが、予算も人手も足りないため順番に行っているとの回答があった。</p> <p>公園は地域の中で、未就学児や小・中学生が健全に遊ぶ場として利用頻度が高いため、地域づくりの問題としてご検討いただきたい。</p>
担当課（回答）	公園管理事務所
回答	<p>公園管理事務所では、市内の都市公園などに設置されている約 2,400 基の遊具を管理していますが、設置から長い時間が経過したものが多くあり、劣化や損傷によって使用できなくなった遊具の修繕や、耐用年数に達した遊具の計画的な更新（取り換え）を順番に実施しています。</p> <p>こうした老朽化遊具とは別に、国が定める遊具の安全基準に照らして実施した定期点検において「使用不可」の判定（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）となった遊具が 429 基ありました。</p> <p>このことから、遊具で遊ぶ子供の安全を最優先とするため、本年 8 月までに、緊急的に使用禁止の措置を講じました。ご不便をおかけし、申し訳ありません。</p> <p>現在、初生追分公園をはじめ、「使用不可」の判定を受けた遊具については、緊急修繕工事として優先順位を付けて、今後 2 年半（令和 9 年度末まで）での修繕や取り換えなどの対策の完了を目指して進めており、完了した遊具については、速やかに使用を再開しています。</p>

